

◎佐賀県条例第10号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(手数料及び使用料の額)			(手数料及び使用料の額)		
第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。			第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
手 数 料	1～3 略		手 数 料	1～3 略	
	4 試料調製及 び試作加工	略 <u>1,820円から8,800 円まで</u>		4 試料調製及 び試作加工	略 <u>1,400円から7,560 円まで</u>
	5 略			5 略	
	略			略	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。